○沖縄県警察サイバー犯罪等対処能力検定に関する訓令

(令和3年5月25日沖縄県警察本部訓令第11号)

沖縄県警察サイバー犯罪捜査検定に関する訓令(平成 25 年沖縄県警察本部訓令第 8 号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、沖縄県警察におけるサイバー犯罪及びサイバー攻撃への対処(以下「サイバー犯罪等対処」という。)に関する能力についての検定(以下「能力検定」という。)の実施に関し必要な事項を定め、沖縄県警察職員のサイバー犯罪等対処に関する能力を検定し、もってサイバー犯罪等対処に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

(能力検定の級位)

- 第2条 能力検定は、初級、中級及び上級に区分して行う。
- 2 能力検定の対象となる知識及び技能は、別表のとおりとする。 (能力検定の実施機関等)
- 第3条 初級及び中級の能力検定は、沖縄県警察が行うものとする。
- 2 上級の能力検定は、警察庁が行う。
- 3 能力検定は、筆記試験、電子計算機その他の電子機器を利用した試験又はこれらの併用により行う。

(受験資格)

- 第4条 能力検定の受検資格は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 初級受検資格は設けない。
 - (2) 中級 初級の能力検定に合格した者
 - (3) 上級 中級の能力検定に合格した者

(合格基準)

第5条 各級位の検定試験は、試験問題の70%以上の正解率であることをもって合格とする。ただし、筆記試験及び技能試験の両方を実施する場合は、それぞれ70%以上の正解率であることをもって合格とする。

(特例措置)

- 第6条 警察本部長は、初級又は中級の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認める者については、能力検定を行わずに、当該級位の能力検定を取得させることができる。
- 2 警察本部長は、上級の能力検定の対象となる知識及び技能を有すると認める者については、警察庁に推薦するものとする。
- 3 同条第1項及び第2項に規定されている特例措置に係る知識及び技能を有すると認め るための要件は、本部長が別に定める。

4 能力検定の下位の級位を取得せず上位の級位を取得した者は、下位の級位を取得したものとみなす。

(合格者台帳の作成及び更新)

- 第7条 本部長は、検定の級位ごとに合格者台帳を備え付け、検定に合格した者(前条第1項、第2項及び第4項に規定する特例措置で能力検定の級位を取得した者も含む。)について、必要な事項を記入し、適宜、当該合格者台帳を更新しておかなければならない。
- 2 本部長は、能力検定の受検を奨励するため、合格者台帳の更新状況について、関係所 属長に通知するものとする。

(定期講習等)

- 第8条 能力検定に合格した者は、サイバー空閑の脅威とその対処に関する巡回教養や研修等に参加し、知識及び技能の向上に努めるものとする。ただし、中級又は上級の能力検定に合格した者にあっては、サイバー犯罪等対処に係る定期講習を受けるものとし、当該定期講習内容、受講期間、免除等については、本部長が別に定める。(能力検定の受検の奨励)
- 第9条 所属長は、警察職員に対して能力検定の積極的な受検を奨励しなければならない。

(補則)

第 10 条 この訓令に定めるもののほか、能力検定の実施に関し必要な細目的事項は、本 部長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年6月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この訓令の施行の際、現に改正前の沖縄県警察サイバー犯罪捜査検定に関する訓令の 規定による初級サイバー犯罪捜査検定又は中級サイバー犯罪捜査検定に合格している 者は、それぞれこの訓令による改正後の沖縄県警察サイバー犯罪等対処能力検定の規 定による初級のサイバー犯罪等対処能力検定又は中級のサイバー犯罪等対処能力検定 に合格したものとみなす。